# 給食施設栄養管理マニュアル

令和3年3月 鹿児島県健康増進課

# 目 次

Ι	特定給食施設	1
П	特定給食施設の届出及び報告・・・・・・	4
Ш	管理栄養士・栄養士の配置 ・・・・・・	8
IV	栄養指導員による指導・支援 ・・・・・	9
V	健康増進法に係る義務違反・・・・・・	1 2
VI	栄養管理	1 3
VII	栄養教育	2 2
VIII	事務管理	2 4
IX	衛生管理	2 6
X	危機管理	3 0
×	参考資料	3 4

この「給食施設栄養管理マニュアル」は、平成27年12月に発行した「給食施設栄養管理マニュアル」を改訂したものです。

# I 特定給食施設

#### 1 特定給食施設の定義

「給食」とは、病院、学校、事業所、福祉施設などにおいて、それぞれの施設を 利用する特定の対象者に継続的に提供する食事のことで、「給食」を提供する施設を 「給食施設」と言います。

提供する食数によって以下のように区分します。

また、食数について、定員が設けられている場合は、定員を食数とみなします。

#### ① 特定給食施設

健康増進法では、「特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設のうち栄養管理が必要な施設」を「特定給食施設」と定めています。(健康増進法第20条第1項 健康増進法施行規則第5条)

#### ② その他の給食施設

鹿児島県では、特定給食施設よりも小規模ですが、特定多数人に対して継続的に、概ね1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設を「その他の給食施設」とし、特定給食施設を参考に取り扱うこととしています。

#### ◎特定多数人に対して食事を供給する施設

給食対象者の大部分が特定される集団であり、社会性を有するものであって、1回 50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設。

◎継続的に食事を供給する施設

給食の提供が週3日以上であり、かつ、それが継続して1か月以上実施されている施設。

◎給食施設

調理室の有無にかかわらず,上記の要件を満たす施設をいう。

従って、幼稚園など施設内に調理施設がなく、外部から搬入している場合において も、上記要件を満たせば給食施設とみなす。

#### 2 目的と役割

特定給食施設には、単に食事を提供する、利用者の味覚・嗜好を満足させるという ことだけではなく、利用者の健康管理という視点を持って運営していくことが求めら れています(健康増進法第21条)。

特定の個人に対して繰り返し継続的に提供される食事は,利用者にとって日常生活の環境であるため,栄養管理の質の向上を図り,健康な食環境を整えていくことは,直接利用者の栄養・健康状態につながります。

疾病や要介護状態の重症化を予防するためには、地域の医療や介護の質として、栄養管理の質を高めることが求められます。

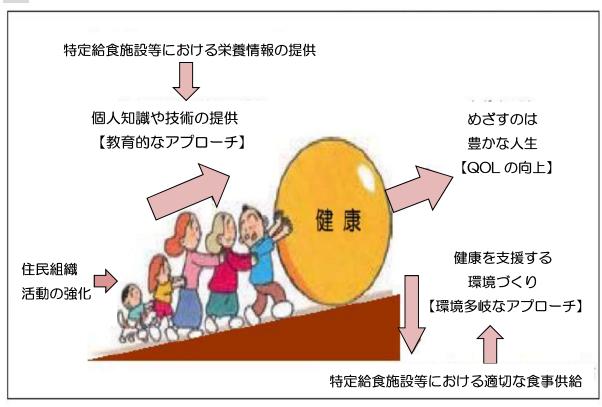
また、提供される食事を選択し食べること、栄養・健康に関する情報を得ることを 繰り返すことで、自ら主体的に健康の維持・増進につなげていくことができます。

そこで、健康日本21(第2次)の中でも、健康寿命の延伸・健康格差の縮小のために、社会環境の質の向上の一つとして「利用者に応じた栄養管理を実施している給食施設の増加」が目標に定められています。

これらのことから、給食施設は、県民の健康づくりや栄養・食生活の改善のみならず、あらゆる世代のすこやかな暮らしを支える社会環境の整備・促進に果たす役割も 大きいといえます。

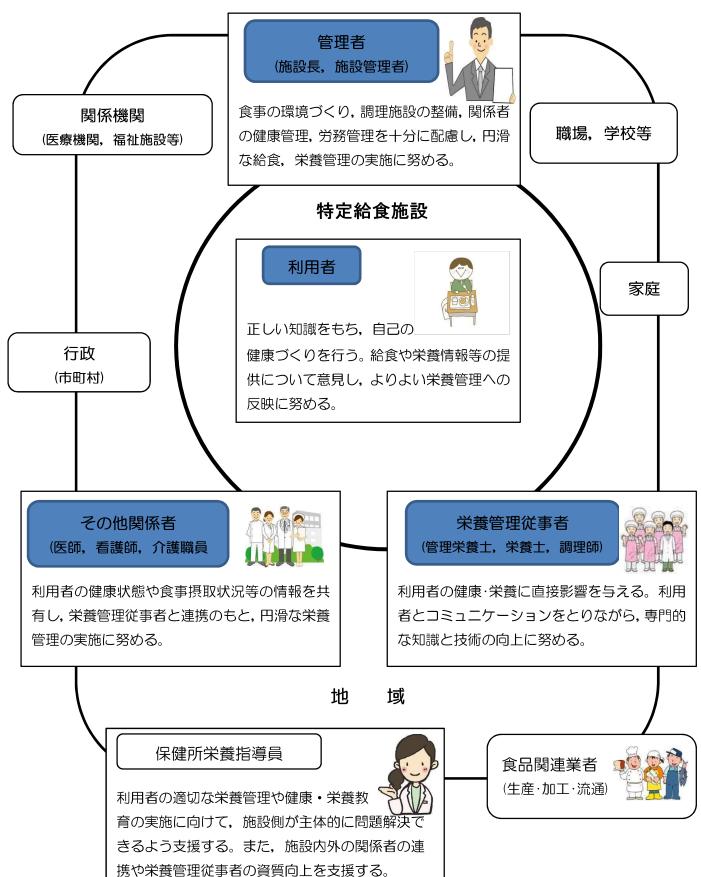
また県では、これらの役割を給食施設に求めるとともに、適切な栄養管理の一助となるよう、指導・支援を行っています。

#### 図 1



〈特定給食施設等栄養管理の手引き(浜松市保健所)引用〉

#### 利用者の栄養管理マネジメントから地域の栄養管理マネジメントへ



熊本県 健康増進法に基づく特定給食施設等のための栄養管理の手引きを一部改編

## Ⅱ 特定給食施設の届出及び報告

#### 1 特定給食施設の届出

特定給食施設を設置したときは、健康増進法第20条第1項の規定により、「特定給食施設設置届」の提出が必要です。

また、届出事項の変更が生じた場合は「特定給食施設届出事項変更届」を、給食 を休止又は廃止する場合は「特定給食施設事業休止(廃止)届」を、給食施設の事 業を再開する場合は「特定給食施設事業再開届」を提出する必要があります。

届出は当該特定給食施設の所在地を管轄する地域振興局長又は支庁長に事業の開始(再開)の日、変更の日及び休止(廃止)の日から一月以内に提出します。

様式については、p35~p38 を参照してください。

鹿児島県ホームページからも入手できます。

ホーム〉健康・福祉〉健康・医療〉健康づくり〉栄養・食生活〉特定給食施設各種届出

#### 2 特定給食施設の報告

特定給食施設における給食運営及び栄養管理等の状況を把握するため、健康増進 法第24条第1項及び鹿児島県健康増進法施行細則第4条の規定により報告を求め るものです。

毎年10月に実施した給食について栄養報告書(様式名:栄養管理報告書)を作成し、翌月の15日までに当該特定給食施設の所在地を管轄する保健所長に提出します。(管轄保健所は裏表紙に記載のお問合せ先を参照ください。)

#### (1) 栄養報告書(様式名:栄養管理報告書)の目的

給食施設における栄養管理された食事の提供や栄養教育は、利用者の生活習慣病予防及び疾病の重症化予防に貢献するものであり、給食施設は「食」を中心とした健康づくりの重要な社会環境となっています。

栄養管理報告書は、保健所が施設の状況を把握することと併せて、施設側が自己チェックを実施することに利用できます。

- ・ 健康増進法に基づく栄養管理の基準について、具体的な項目(何をすることが 望ましいか)を設定し、その実施状況を把握します。
- 栄養管理の実施状況の把握は、Plan(計画) Do (実施) Check (検証) Action(改善)の栄養管理マネジメントサイクル (PDCAサイクル) が実施されているかを把握します。
- 保健所と施設側のコミュニケーションのツールとして活用します。
- 施設の状況から各施設のニーズや課題を把握し、個別の対応につなげます。
- ・ 保健所単位で、各項目の実施状況等を集計することで、地域別や施設種類別等の課題を把握し、県における事業計画に反映します。

#### (2) 栄養報告書(様式名:栄養管理報告書)の提出

県では、特定給食施設の役割やこれからの特定給食施設支援・指導がめざす方向性を踏まえ、保健所が給食施設における栄養管理の状況をより的確に把握するとともに、個々の給食施設が自らの栄養管理の質を向上していくことができるようにするために、栄養管理報告書の提出を求めています。

様式(栄養管理報告書)については、p39~p52を参照してください。 鹿児島県ホームページからも入手できます。

ホーム〉健康・福祉〉健康・医療〉健康づくり〉栄養・食生活〉特定給食施設各種届出

0 和及心成の1	主块 (刀 块 [7]/	12 1
種類	該当施設例	根拠法令等
学校	幼稚園,小学校,中学校,義務教	学校教育法第1条に規定する学校,第124
	育学校,高等学校,中等教育学	条に規定する専修学校及び第134条 <del>第1</del>
	校,特別支援学校,大学,高等専	項に規定する各種学校、学校給食法第6条
	門学校,専修学校,学校給食セン	に規定する学校給食共同調理場及び就学
	ター	前の子どもに関する教育、保育等の総合
		的な提供の推進に関する法律第2条第6
		項に規定する認定こども園のうち、当該
		施設が幼稚園である場合。
病院	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
介護老人	介護老人保健施設	介護保険法第8条第27項に規定する介
保健施設		護老人保健施設
介護医療院	介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する介
		護医療院
老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人	老人福祉法第5条の3に規定する施設
	短期入所施設、養護老人ホーム、	
	特別養護老人ホーム,軽費老人ホ	
	一ム、老人福祉センター及び老人	
	介護支援センター	
児童福祉施設	助産施設,乳児院,母子生活支援	児童福祉法第7条に規定する施設及び社
	施設、保育所、幼保連携型認定こ	会福祉法第2条に規定する事業に係る施
	ども園,児童厚生施設,児童養護	設で児童福祉に関するもの及び保育等の
	施設,障害児入所施設,児童発達	総合的な提供の推進に関する法律第2条
	支援センター,児童心理治療施	第6項に規定する認定こども園(当該施
	設、児童自立支援施設及び児童家	設が幼稚園である場合を除く。)
	庭支援センター	
社会福祉施設	救護施設,身体障害者社会参加支	生活保護法第38条,身体障害者福祉法
	援施設,婦人保護施設 <del>等</del>	第5条第1項及び売春防止法第36 条に
		規定する施設並びに社会福祉法第2条に
		規定する事業に係る施設で社会福祉に関
		するもの
事業所	事業所	労働基準法別表1に規定する事業所
寄宿舎	学生又は労働者の寄宿施設	学生又は労働者を寄宿させる施設
矯正施設	刑務所,少年刑務所,拘置所,少	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関
	年院, 少年鑑別所	する法律第3条に規定する刑事施設並び
		に少年院法第4条に規定する少年院及び
		少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別
		所

自衛隊	自衛隊	自衛隊法第2条に規定する施設
一般給食	特定した施設(複数の場合も含	特定した施設(複数の場合も含む)に対
センター	む)	して継続的に食事を供給している施設
	に対して継続的に食事を供給して	
	いる施設	
その他	上記に含まれない施設	上記に含まれない施設
	警察学校,消防学校,認可外保育	
	施設,有料老人ホーム等	

# Ⅲ 管理栄養士・栄養士の配置

#### 1 管理栄養士・栄養士の配置の意義

給食利用者が安心しておいしく食べられる食事を提供するには、栄養管理及び給食管理の専門職である管理栄養士・栄養士が、利用者の健康・栄養状態の改善を目的とし、その特性に合わせた栄養計画、食事計画に基づき食事の品質管理を行い、提供した食事内容が利用者にとって適切な内容であったかどうかを他職種と連携しながら評価し、次の栄養計画、食事計画の改善につなげていくことが大切です。

#### 2 管理栄養士・栄養士の配置について

給食施設の中には、健康増進法や関連法令、規則等により管理栄養士・栄養士の配置義務、努力義務が規定されている施設があります。また、管理栄養士の配置義務のある施設で、管理栄養士の配置がない場合は、健康増進法により義務違反として罰則の対象となります。

特定給食施設で特別な栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定め、鹿児島県知事が指定する施設の設置者は、当該特定給食施設に常勤の管理栄養士を配置しなければなりません。(健康増進法第21条第1項、健康増進法施行規則第7条)

また、本県は給食施設における管理栄養士・栄養士の配置率は、全国平均より高い状況にありますが、更にこの配置率を高くすることを目指しています。

#### 3 健康増進法による配置の基準等

表 2

管理栄養士を置か なければならない 施設	<ul><li>① 医学的な栄養管理を必要とする施設 る施設 及び 給食数が1回300食以上又 は1日750食以上の施設</li></ul>	<ul><li>② ①以外の施設で特別な栄養管理を必要とする施設及び 給食数が1回500食以上又は1日1,500食以上の施設</li></ul>
管理栄養士を置く	③ ①, ②以外の特定給食施設	
ように努めなけれ	及び	
ばならない施設	給食数が1回300食以上又は1日750食以上の施設	
管理栄養士又は栄養士を置くように	④ ①~③以外の特定給食施設	
努めなければならない施設	(給食数が1回100食以上又は1日250食以上の施設)	

# Ⅳ 栄養指導員による指導・支援

個人のQOL(生活の質)や健康状態の向上のためには、個人に対しての教育的アプローチだけでなく、地域における資源を有効に活用するような環境的なアプローチが必要とされています。給食施設において、継続的に供給される食事は利用者にとって日常生活の環境であるため、この環境を良くするよう整備していくことは、利用者の健康の維持・増進、QOLの向上につながると考えられます。そのため健康増進法では、特定給食施設の設置者に対し、利用者に応じた適切な栄養管理の実施によって、利用者への生活習慣病予防や健康増進を担う役割を求めています。

また鹿児島県では、これらの役割を特定給食施設等に求めるとともに、適切な栄養 管理の一助となるよう、指導・支援を行っています。

栄養指導員は、健康増進法第19条の規定により医師または管理栄養士の資格を有する保健所の職員が任命されます。栄養指導員は、同法第18条第1項に基づき、専門的栄養指導及び給食施設に対する栄養管理指導等を行います。

#### 1 給食施設等の把握

各地域振興局、支庁管内の給食施設について、給食施設の定義と分類をもとに把握します。

また、鹿児島県健康増進法施行細則に基づき、各種届出を円滑に行ってもらうよう、関係課と連携して、支援します。

なお, 給食施設の把握において新規や変更等が生じた場合は, 各保健所が作成している台帳の修正を行います。

#### 2 給食施設の栄養管理の実態把握と指導・支援の方向性

特定給食施設の栄養管理の実施状況の把握は、栄養管理報告書を基に、栄養管理 マネジメントのプロセス (PDCAサイクル) が実施されているかを確認します。 それによって、地域の給食施設の栄養管理の評価を行い、指導計画を立てます。 具体的には次のような項目となります。

「厚生労働省健康局健康課長通知:健健発O331第2号令和2年3月31日 特定 給食施設における栄養管理に関する指導・支援について」より抜粋 第2 法第18 条第1項第2号に基づく指導・助言等に係る留意事項について

- 1 現状分析に基づく効率的・効果的な指導・支援等の実施について
- (1) 地域全体の食環境が向上するよう、管内施設全体の栄養管理状況及び地域の課題を踏まえた上で、課題解決に向けて効果的な指導計画を作成し、計画的に指導・支援等を行うこと。
- (2) 管理栄養士又は栄養士の配置状況を分析し、未配置施設においても適切な栄養管理がなされるよう指導計画を作成するとともに、管理栄養士又は栄養士の配置が促進するよう助言すること。
- (3) 病院・介護老人保健施設等については、地域の医療・介護等の質の向上を図る観点から、管内の医療機関等と必要なネットワークの構築に向けた調整を行い、入退院(入退所)前後の連携を促す支援も行うこと。
- (4) 専門職としての高度な技能の確保に向けた取組については、職能団体の協力が得られるよう調整することとし、自治体が行う研修等と連携又は棲み分けを行い、計画的に当該地域の管理栄養士・栄養士の教育を行うこと。
- (5) 事業所については、利用者に応じた食事の提供とともに、特定健診・特定保健指導等の実施もあわせ、利用者の身体状況の改善が図られるよう、指導・支援等を行うこと。
- (6) 特定給食施設等に対して、他法令に基づく指導等を行う部署とは定期的に情報共有を行い、効果的な指導・助言のための連携体制の確保に努めること。なお、学校への指導については、教育委員会と連携して行うこと。
- (7) 給食業務を委託している場合は、栄養管理の責任は施設側にあるので、委託事業者の業務の状況を定期的に確認させ、必要な指示を行わせること。
- (8) 栄養改善の効果を挙げている好事例を収集し、他の特定給食施設へ情報提供するなど、効果的な実践につながる仕組みづくりに努めること。
- (9) その他の施設に対する指導・支援等に関しては、地域全体の健康増進への効果の程度を勘案し、より効率的・効果的に行うこと。

#### 3 巡回指導・助言

栄養指導員が施設に出向き、栄養管理報告書の内容や帳票類、給食実施状況を確認します。

これは、健康増進法第18条第1項第2号に基づくもので、施設において適切な 栄養管理が実施されているか確認し、必要に応じて指導を行います。

なお、改善が見られない場合は、同法第22条、第23条、第24条に基づき指導及び助言、勧告及び命令、立入検査を行うことがあります。

#### 4 集団指導

給食施設関係者(管理者,管理栄養士・栄養士,調理従事者等)を対象に,最新の栄養情報の習得及び情報交換を目的とした研修会を実施します。給食施設から提出される栄養管理報告書の分析結果や,巡回指導結果,地域の健康・栄養課題等を基にテーマを設定した全体研修会の他に,職種別や施設種別など,目的や対象に応じた研修会も実施します。

地域にある集団給食施設連絡協議会等の研修会や、栄養士会等の職能団体の協力

を得て実施することもあります。

#### 5 個別指導・相談受付

栄養士未配置施設で栄養管理が十分実施できていない施設に対して、栄養管理の 具体的な方法等について個別指導を行います。また、管理栄養士・栄養士配置施設 においても必要に応じて個別指導を行います。

その他、給食に関する相談や問合せは、随時受け付けています。

# V 健康増進法に係る義務違反

健康増進法では特定給食施設の栄養管理や管理栄養士の配置義務への違反に対し、その施設の設置者へ罰則が適用されることがあります。(健康増進法第72条1号、第74条1号、第75条)

#### 1 給食施設の届け出義務に違反した場合

特定給食施設の設置者が健康増進法に基づく届け出、報告を怠った場合は、義務違反が生じます。

#### 2 栄養管理の基準に違反した場合

鹿児島県知事は、適切な栄養管理を行わない等の特定給食施設に対して、勧告 を行うことができます。

さらに、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらない施設に対して、措置命令を行うことができます。命令に違反した場合は、給食施設設置者に対する罰則 (50万円以下の罰金)が適用されることがあります。

また、栄養管理の実施を確保するために必要が認められる場合、報告を求めることや栄養指導員による立入検査を実施することができます。報告や立入検査の拒否・妨害、虚偽の報告・答弁をした場合は、給食施設設置者に対する罰則(30万円以下の罰金)が適用されることがあります。

#### 3 管理栄養士の配置義務に違反した場合

鹿児島県知事は、管理栄養士の配置義務があるにもかかわらず配置しない等の 特定給食施設に対して、勧告を行うことができます。

さらに,正当な理由がなく勧告に係る措置をとらない施設に対して,措置命令を行うことができます。命令に違反した場合は,給食施設設置者に対する罰則(50万円以下の罰金)が適用されることがあります。

また、栄養管理の実施を確保するために必要が認められる場合、報告を求めることや栄養指導員による立入検査を実施することができます。報告や立入検査の拒否・妨害、虚偽の報告・答弁をした場合は、給食施設設置者に対する罰則(30万円以下の罰金)が適用されることがあります。

#### (参考) 給食施設の設置者について

健康増進法における給食施設の栄養管理に関する義務は、当該施設の設置者に義務付けられており、設置者とは、当該施設を設置した最高責任者とします。

(例:病院の理事長,事業所の代表取締役社長等)

## VI 栄養管理

#### 1 給食施設における栄養管理

給食施設における栄養管理は、利用者を1つの集団として捉えるのではなく、多数の「個人」が集まったものとして捉えることが重要であり、集団を構成するすべての利用者ひとりひとりに対して適切な食事を提供することが求められます。

個々の利用者ごとに対応した食事を提供することが理想的ではありますが、望ましい摂取栄養量には許容される範囲があることから、実際には、利用者の身体状況や栄養状態、又は日本人の食事摂取基準に基づき、利用者をその特性ごとに集約し、それに見合った食事を提供することで、すべての利用者に望ましい摂取栄養量の許容範囲内での食事を提供することができます。

#### 2 栄養管理の考え方

#### (1) 健康增進法

健康増進法では、特定給食施設の設置者の責務において栄養管理を行うことと 規定されており、健康増進法施行規則第9条にはその基準(栄養管理の基準)が 示されています。また、施設の種別によって、他の法律等でも栄養管理に関する 規定があります。

(2) 特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援について 厚生労働省通知(令和2年3月31日「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」)に、特定給食施設が実施すべき栄養管理に関する 具体的な事項が明記されています。(表3)

#### (3) 日本人の食事摂取基準

「日本人の食事摂取基準」は、国民の健康の保持・増進、生活習慣病予防の為に参照するエネルギー及び栄養素の摂取量の基準が示されています。食事摂取基準の対象は、健康な個人及び健康な者を中心として構成されている集団とし、生活習慣病等に関する危険因子を有していたり、また、高齢者においてはフレイルに関する危険因子を有していたりしても、おおむね自立した日常生活を営んでいる者及びこのような者を中心として構成されている集団を含むものとされています。

また、疾患を有していたり、疾患に関する高いリスクを有していたりする個人 及び集団に対して治療を目的とする場合は、食事摂取基準におけるエネルギー及 び栄養素の摂取に関する基本的な考え方を必ず理解した上で、その疾患に関連す る治療ガイドライン等の栄養管理指針を用いることとされています。

給食部門だけでなく、関係部門や受託事業者等と連携し、施設全体として栄養管理や給食運営の評価・改善を行い、より質の高い栄養管理及び給食運営へつなげていくことも重要です。

#### 健康増進法

### 第二十一条 第三項 (特定給食施設における栄養管理)

特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める 基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

#### 〇健康増進法で定められた栄養管理の基準

表3

健康増進法(健康増進法施行規 則第9条)で定められた栄養管 理の基準	厚生労働省通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び 支援について」(健健第-0331 第2号令和2年3月31日)別添2 「特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について」で示され た内容
1 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体の状況、栄養状態、生活習慣等(以下「身体の状況等」という。)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。	1 身体の状況,栄養状態等の把握,食事の提供,品質管理及び評価について (1)利用者の性,年齢,身体の状況,食事の摂取状況及び生活状況等を定期的に把握すること。 (2)(1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し,食事の提供に関する計画を作成すること。 (3)(2)で作成した計画に基づき,食材料の調達,調理及び提供を行うこと。 (4)(3)で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに,身体状況の変化を把握するなどし,これらの総合的な評価を行い,その結果に基づき,食事計画の改善を図ること。
2 食事の献立は、身体の状況等のほか、利用者の日常の食事の 摂取量、嗜好等に配慮して作成 するよう努めること。	2 提供する食事(給食)の献立について (1)給食の献立は、利用者の身体の状況、日常の食事の摂取量に 占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合 せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。 (2)複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように、利用者の 自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料 理の組合せを提示するよう努めること。
3 献立表の掲示並びに熱量及び たんぱく質、脂質、食塩等の主 な栄養成分の表示等により利用 者に対して、栄養に関する情報 の提供を行うこと。	3 栄養に関する情報の提供について (1) 利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質及び食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。 (2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であり、各々の施設に応じ利用者等に各種の媒体を活用するなどにより、知識の普及に努めること。
4 献立表その他必要な帳簿等を 適正に作成し、当該施設に備え 付けること。	4 書類の整備について (1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。 (2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。
5 衛生の管理については、食品 衛生法その他関係法令の定める ところによること。	5 衛生管理について 給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、 食品衛生法(昭和22年法律第233号)、「大規模食中毒対策等につ いて」(平成9年3月24日衛食第85号生活衛生局長通知)の別

添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定める ところによること。
6 災害等の備えについて 災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理 を行うため、平時から災害等発生時に備え、食糧の備蓄や対応方 法の整備など、体制の整備に努めること。

#### 3 栄養管理のすすめ方

4-1

(1) 食事摂取基準の活用とPDCAサイクル

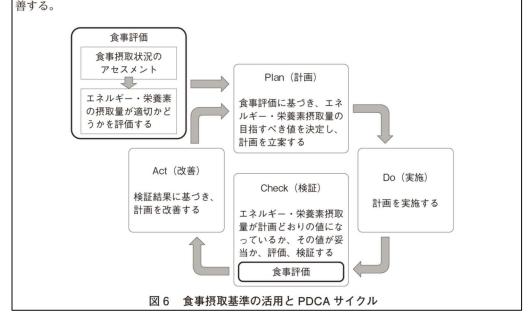
栄養管理は、マネジメントサイクル (PDCAサイクル), Plan(計画) — Do (実施) — Check (検証) — Action(改善)に基づき、食事摂取基準を適用します。

特定の集団に対する食事計画とそれに基づく適切な品質管理による継続的な食事 提供及び摂取状況等の評価において、食事摂取基準の活用の基本的概念は図4の とおりです。

#### 図4 食事摂取基準の活用とPDCAサイクル

活用の基本的考え方

# 健康な個人又は集団を対象として、健康の保持・増進、生活習慣病の発症予防及び重症化予防のための食事改善に、食事摂取基準を活用する場合は、PDCAサイクルに基づく活用を基本とする。その概要を図6に示す。まず、食事摂取状況のアセスメントにより、エネルギー・栄養素の摂取量が適切かどうかを評価する。食事評価に基づき、食事改善計画の立案、食事改善を実施し、それらの検証を行う。検証を行う際には、食事評価を行う。検証結果を踏まえ、計画や実施の内容を改



「日本人の食事摂取基準(2020年版)」策定検討会報告書より

また、集団の食事改善を目的として食事摂取基準を適用した食事摂取状況のアセスメントの概要は図5のとおりです。

# 図 5 食事改善(集団)を目的とした食事摂取基準の活用による食事摂取状況のアセスメント

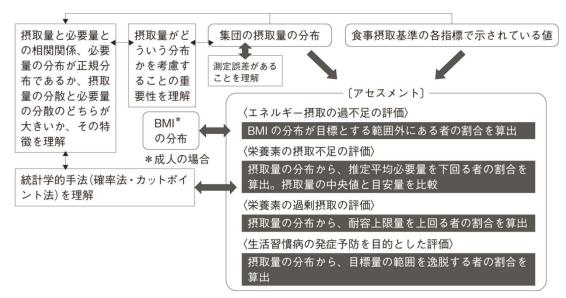
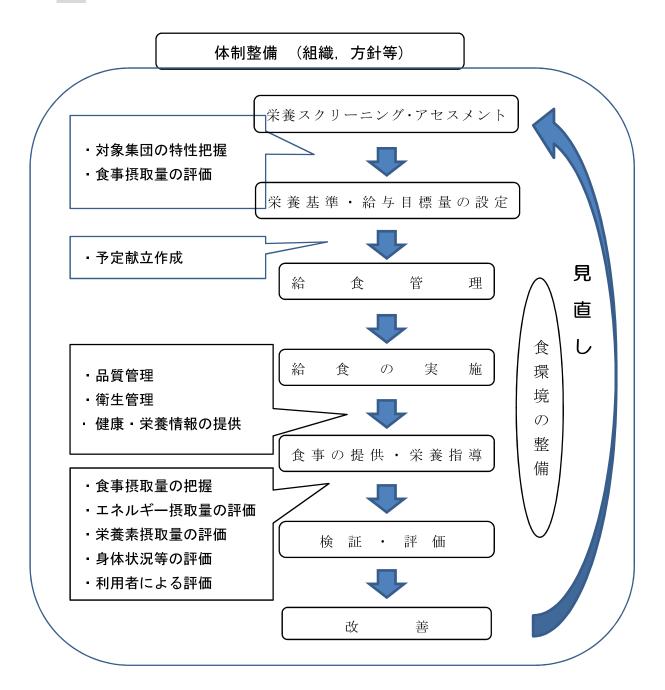


図 17 食事改善(集団)を目的とした食事摂取基準の活用による食事摂取状況のアセスメント 「日本人の食事摂取基準 (2020年版)」策定検討会報告書より

# (2) 栄養管理業務の流れと栄養管理の具体的な内容 栄養管理業務の流れと栄養管理の具体的な内容例を示します。(図6、表4)

#### 図6 栄養管理業務の流れ



	具体的実施事項(例)	栄養管理基準 帳票類等(例)
体制整備。 組織化	施設における給食運営及び栄養管理の方針を明確にし、必要な条件整備・組織化を行います。  ① 給食運営の方針・目標の設定 ・施設として、給食運営及び栄養管理の方針・目標を明確にします。(例:利用者の健康管理、食を通じた利用者のQOL向上、疾病の治癒・改善など) ・効果的な給食運営や栄養管理の実施のために、関係部門や受託事業者と方針・目的を共有します。	·健康增進法施行規則第9条第4号組織食運営計画 総養質理計画 総食養質係会議録 会託契約書
	② 役割分担の明確化 ・業務を委託方式で実施する場合は、施設側と受託側の役割分担を明確にし、委託契約書等を整備します。  ③ 給食運営体制の確認 ・給食運営に必要な設備や人員等が配置されているか確認します。  ④ 評価体制の整備 ・給食運営及び栄養管理が適切に実施されているか、施設全体で評価し、改善に向けての検討ができる体制を整備します。	



	具体的実施事項(例)	栄養管理基準 帳票類等(例)
栄	栄養計画(アセスメント)は、給食関係部門だけでは実施できな	▪ 健康増進法施
養	いため、健康管理部門等と連携を図り必要な情報を得て実施しま	行規則第9条
計	す。	第1号
画	① 利用者の把握(個人の栄養アセスメント)	• 健康増進法施
	・利用者の栄養及び健康状態,活動レベル等の特性を把握すること	行規則第9条
	により、利用者の状態に合わせた食事を効率よく提供することがで	第2号
	きます。	
	・利用者個々の給与栄養目標量を定めるために、アセスメント項	性・年齢別調査
	目を参考に利用者の把握を行います。	票

#### 〇アセスメントの一例

- 性別,年齡
- ・身体活動レベル
- ·身体状況(身長·体重·体格指数·健診結果等)
- ・栄養状態, 嗜好, 食事の摂取状況等,
- 生活状況 (家族構成, 就業状況, 生活習慣等)

栄養アセスメン .

票

給与栄養目標量 食品構成表 献立作成基準

#### ② 給与栄養目標量(個人・集団)の設定・見直し

#### 【個人】

栄

養

計

・把握した利用者の状況から、望ましい給与栄養目標量を設定します。

#### 【集団】

- ・個人の給与栄養目標量に基づき、対象集団の特性や栄養状態等を 考慮した全体の給与栄養目標量を設定します。その際、設定根拠を 明確にしておくことが重要です。
- ・給与栄養目標量の設定における3食の配分は、利用者の食事状況 や食事以外の摂取栄養量等を勘案して設定します。

※給与栄養目標量は、利用者の状況に大きな変動がみられる場合などには、見直しを行うことが必要です。

#### ③ 献立作成基準の作成

・献立の作成にあたり、設定された給与栄養目標量が確保できるよう、食品構成表、提供料理の種類、選択食の実施などの基準を作成します。



	具体的実施事項(例)	栄養管理基準 帳票類等(例)
	設定した給与栄養目標量及び献立作成基準に基づき献立を作成し	• 健康増進法施
食	ます。献立作成に当たっては、調理工程に無理が生じないよう、食	行規則第9条
	数・発注・検収・調理作業等の内容に考慮します。	第第2号
事		• 健康増進法施
	① 献立作成	行規則第9条
計	・利用者の嗜好等を考慮した予定献立を作成します。	第3 <b>号</b>
	・食事を楽しいものとするために、地域性を生かす、季節感や行事	
画	食を取り入れる等,変化を持たせた献立とします。	予定献立表
		予定給与栄養量

#### ② 献立表の事前掲示

食

事前に献立の紹介や栄養成分表示を行う等、利用者への栄養情報 の提供を行うことで食事選択の幅が広がります。また、利用者自ら が健康管理を行える食環境の整備へつなげることができます。

#### 計 3 予定給与栄養量の算出・目標量との確認

・予定献立の栄養量を算出し、給与栄養目標量に見合っているか確 認します。目標量に対し著しい変動がないことが重要です。

	具体的実施事項(例)	栄養管理基準 帳票類等(例)
		・健康増進法施
	食事計画に基づき,適正に食事提供を行います。併せて,利用者	行規則第9条
	の特性に応じた栄養情報等の提供も行います。また、品質管理、衛	第1号
	生管理上で必要な書類の記録を行い整備します。	• 健康増進法施
		行規則第9条
	① 予定献立どおりの食事提供及び品質管理	第2号
食	・一定の品質の食事を提供するため、量・味・温度等について数量	• 健康増進法施
	化した基準を設定した品質管理を行います。	行規則第9条
事		第3号
	② 栄養成分表示の実施	

施

#### ③ 健康や栄養に関する情報の提供

に、栄養成分表示を行います。

・給食は、利用者が正しい知識を身に付け、より健康的な生活を送 るために必要な知識を得る良い機会ですので、各種媒体(献立表、 給食だより、卓上メモなど)を活用し知識の普及に努めます。

実・利用者の食事選択の幅を広げ、自らの健康管理につなげるため

・複数献立や選択食(カフェテリア方式)などの場合には、適切な 料理の組合せ例を示すなど、利用者が自分にあった食事選択ができ るように情報を提供します。

作業指示書 実施献立表 栄養指導媒体

情報提供用資料

検収記録簿

	具体的実施事項(例)	栄養管理基準 帳票類等(例)
	給食関係会議などを活用し、関係各部門と連携を図りながら、給食業務、提供された食事内容、利用者への影響等について多角的に評価を行い、必要に応じて改善を図ります。また、施設における給食管理・栄養管理の流れが確認できるよう、関係書類を整備します。	
評価	① 提供した食事の評価 ・提供した食事量や形態・形状、温度、嗜好などが利用者に適していたか又は、利用者の状況から給与栄養目標量が妥当だったか否かについて評価を行います。(個別・集団) ・残食調査や嗜好調査等から、食事内容の評価を行います。	·健康增進法施行規則第9条第1号 ·健康增進法施使康增進法施行規則第9条
改	② 帳票の整備	第4号
善	・栄養管理の手順に従った帳票を整備することにより、効率的で質の高い給食提供へつながります。献立表、利用者の性別・年齢別給与栄養目標量の構成等の帳票を適時作成し、施設に整備します。 ・衛生管理については「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法規等を参考に実施します。  ③ 給食運営全体の評価・改善・給食関係会議を定期的に実施し、施設全体で給食運営及び栄養管理の評価・改善を行い、より質の高い給食提供につなげます。	食事 養事 養食 養 養 養 大 大 は は は は は は は は は は は は は

#### 4 組織体制

給食施設の栄養管理を円滑に進め、給食業務を適正に実施するためには、施設管理部門・健康管理部門・給食関係部門等の各部門で連携を図り、業務内容を明確にし、役割分担を行うとともに、施設全体として給食が利用者の健康管理につながるように目標を共有することが求められます。

図6のように、栄養管理業務を組織的に実施し、利用者の健康増進に資する給食運営の体制整備を図ることが求められます。他部門との関連、担当職員の適正配置や情報の入手などが円滑に行えるよう、給食運営管理体制を確立しておくことが必要です。

給食を外部委託している場合においても、給食施設設置者と受託事業者で、栄養管理・給食運営をどのように実施するか検討を行い、その上で役割分担を明確にし、委託契約書等に明記しておくことが重要です。

# ₩ 栄養教育

#### 1 栄養教育の意義

特定給食施設においては、栄養管理のされた食事そのものが教材になり、それを提供することが栄養教育の場となります。したがって、毎日の給食を通して利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得するよい機会となるのです。

また、各々の施設に応じ、利用者等に各種栄養指導用の教材を活用するなどして、知識の普及に努めることは、さらに健全な食環境を整備することにつながります。

#### 2 栄養教育の方法

- (1) 個別教育
  - ① 栄養相談

栄養相談は健康管理部門と連携して(場合によっては主治医又は産業医等の 指示を受ける)定期的に行い、その指導内容について記録をとり保管します。

#### <記録の方法の例(SOAP式)>

- S (Subjective Data:主観的データ)利用者の訴え、管理栄養士・栄養士が面接で得た情報、食習慣、嗜好等
- O (Objective Data:客観的データ)職業,身長,体重,BMI等の個人データ血圧や血糖等の臨床検査データ

既往症, 家族歴, 服薬内容, 栄養摂取量, 運動量等の聞き取り情報等

- ・A (Assessment:評価・考察) Sの主訴に対する解決策、Oのデータによる栄養評価 その他栄養ケアの問題点、利用者の受け入れ状況、管理栄養士・栄養士の 考え等を記入
- P(Plan:指導の計画)SOAより具体的な栄養計画を立案

#### (2) 集団教育

#### ① 栄養講話・講演会

食や健康に関する普及月間や施設での計画に従って実施するなど、対象に併せた企画を行います。

#### 2 料理講習会

事業所や施設では、クラブ活動やリハビリテーションとして行ったり、疾病対象別やテーマを設定して行うと効率的でかつ効果的な教育が実施できます。 その際は、衛生面には十分注意することが必要です。